

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2010

課題番号：19730047

研究課題名 (和文) ハイテク産業に注目した競争排除行為に対する独禁法規制基準の解明

研究課題名 (英文) Antitrust Regulation of Exclusionary Conduct in High-Tech Industry

研究代表者

武田 邦宣 (TAKEDA KUNINOBU)

大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授

研究者番号：00305674

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：経済法、独占禁止法

#### 1. 研究計画の概要

ハイテク産業では、競争回避が問題になりにくく、競争者排除が主要な規制課題である。他方、ハイテク産業がイノベーションやネットワーク効果を特徴とするのであれば、競争者数の減少は必然であり、競争者排除に対する懸念はそれほど必要ないようにも思える。以上のような関心に基づき、ハイテク産業における競争者排除行為について、独禁法による規制基準のあり方を検討する。

#### 2. 研究の進捗状況

ハイテク産業における問題を検討するにあたり、まずは電気通信産業における問題を検討することとした。具体的に、米国における電気通信産業の問題として、継続してネットワーク中立性の問題を検討するとともに、EC における問題として、規制フレームワークの見直しの議論をサーベイした。外部研究との関係により、モバイル産業における中立性問題にかかる成果の一部に、それら研究にかかる知見を反映させることができた。

また、同研究を通してネットワーク産業における事業法規制のレメディを巡る議論に関心をもって、研究を進めてきた。機能分離等、いわゆる垂直分離の選択にあたり、イノベーションの問題が参照されることを大変興味深く考えたからである。同垂直分離の議論は事業法規制の問題であるが、独占禁止法規制を巡る本研究課題にも示唆を得ることができたと考えている。

他方、本研究の主課題である競争者排除行為の違法性判断基準については、抱き合わせを巡る議論を狩猟しつつある。成果の一つは、ある行為を市場閉鎖問題として捉える立場

と、略奪問題として捉える立場が存在するという点である。略奪的価格設定についての研究を深化させることで、最終成果作成につなげたいと考えている。以上に加え、全ての研究の基礎になるものとして、独占禁止法分析における経済的知見の利用方法についても、研究を進めてきた。

#### 3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

米国、EU それぞれの規制を、計画通り検討することができており、日本法への示唆を得るための土台が完成しつつあるように考えている。

#### 4. 今後の研究の推進方策

比較法研究は概ね完成したところであるから、日本法研究へと進む。2で述べたように、抱き合わせを例として具体的規制基準を検討する。

#### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

武田邦宣、平成19年度および平成20年度における主要な企業結合事例の研究、8-14頁、2009年10月、査読無

武田邦宣、電力産業におけるプライスキューズの規制基準、『新電気事業制度と競争政策』、20-30頁、2008年9月、査読無

武田邦宣、平成18年度における主要な企

業結合事例の研究、公正取引、692号、  
64-70頁、2008年6月、査読無  
武田邦宣、FTTHサービスについてNTT東  
日本の私的独占行為が問題となった事例、  
速報判例解説、2号、297-300頁、2008  
年4月、査読無

[図書] (計1件)

川浜昇、大橋弘、玉田康成 (以上編者)、  
武田邦宣ほか15名、モバイル産業論、東  
京大学出版会、全250頁 (執筆84-104  
頁)、2010年3月、査読無